

通達区分	一般通達
有効期間	5年(令和13年3月31日まで)

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本組二第331号
令和7年4月1日
刑事部組織犯罪対策局長

外国語等通訳謝金等の取扱いの一部改正について(通達)

外国語通訳謝金等の取扱いについては、「外国語等通訳謝金等の取扱いの一部改正について(通達)」(令和6年8月28日付け宮本組二第400号ほか。以下「旧通達」という。)により運用していたところであるが、別添のとおり一部改正したので、適正な運用に努められたい。

なお、これに伴い、旧通達は廃止する。

別添

1 支給の対象

2に規定する通訳謝金、翻訳謝金、校閲謝金、手話通訳等に対する謝金は、「宮城県警察通訳センター運営及び通訳要員運用要綱の制定について（通達）」（令和6年4月1日付け宮本組二第2号。以下「要綱」という。）第1-2-(3)に規定する部外通訳人、要綱第1-2-(4)に規定する他県警の部外通訳人及び要綱第3-5-(1)-イに規定する者（以下「通訳人等」という。）が要綱の定めるところにより、要綱第1-2-(1)に規定する通訳等を行ったときに当該通訳人等に対し支給するものとする。

2 支給の基準

(1) 通訳謝金

ア 支給額

1時間当たりの単価は別に定める。ただし、イの支給対象となる通訳時間数に、1時間に満たない端数の時間が生じたときは、次表のとおりとする。

端数	端数の取扱い
30分以上のとき。 (合計時間○時間30～59分)	1時間とみなす。
30分に満たないとき。 (合計時間○時間1～29分)	切捨てとする。
全時間数が30分に満たないとき。 (合計時間1～29分)	1時間当たりの支給額の2分の1とする。

イ 支給対象時間

(ア) 支給の対象となる通訳時間は、通訳のための打合せ、実際に通訳の業務に従事していた時間、及び通訳現場において対象者の面前で待機している時間とし、通訳人等の休憩時間、食事に要する時間及び対象者の面前にいない状況での待機時間は、通訳時間に含めないものとする。

(イ) 捜査現場における証拠品精査に伴う翻訳は、パソコン、携帯電話の画面の翻訳（口頭説明）、書類一読による概要翻訳等、文字で数えられないものもあり、また、証拠品（翻訳原稿）を持ち出すことができず、通訳人等を拘束しての翻訳となることから、通訳とみなし、通訳謝金の支給対象とする。この場合、事前に通訳人等に説明し、承諾を得るものとする。

(2) 翻訳謝金

ア 支給額

支給額は、別に定める。

イ 原稿

原稿1枚当たりの基準は次のとおりとする。

(ア) 日本語の原文又は日本語の訳文1枚は、400字詰和文原稿用紙相当とする。

(イ) 端数の取扱い

前記(ア)の基準に満たない端数が生じたときは、次表のとおりとする。

端 数	端数の取扱い
総文字数が200字に満たないとき。	2分の1枚とみなす。
総文字数が200字以上のとき。	1枚とみなす。
端数が200字に満たないとき。	切捨てとする。
端数が200字以上のとき。	1枚とみなす。

(3) 校閲謝金

ア 支給額

支給額は、別に定める。

イ 原稿

原稿1枚当たりの基準は、前記(2)ーイと同様とする。

(4) 手話通訳等に対する謝金

ア 手話通訳、点訳、盲ろう通訳介助、要約筆記その他の方法による場合は、他機関から通訳人等の派遣を受けるものとし、運用が終わったときに、当該機関に対し謝金を支払うものとする。

イ 支給額、支給対象時間等については、別に定める。

3 運用状況の報告等

(1) 通訳謝金

ア 所属長は、通訳人等の通訳運用が終了したときは、通訳運用確認書（別記様式第1号）を作成し、主管課長を経由して本部長に報告すること。

イ 主管課長は、前記通訳運用確認書に基づき、通訳謝金の支給手続を執ること。

(2) 翻訳謝金

ア 所属長は、通訳人等の翻訳が完了したときは、翻訳・校閲運用確認書（別記様式第2号）を作成し、主管課長を経由して本部長に報告すること。

イ 主管課長は、前記翻訳・校閲運用確認書に基づき、翻訳謝金の支給手続を執ること。

(3) 校閲謝金

ア 所属長は、通訳人等の校閲が完了したときは、翻訳・校閲運用確認書（別記様式第2号）を作成し、主管課長を経由して本部長に報告すること。

イ 主管課長は、前記翻訳・校閲運用確認書に基づき、校閲謝金の支給手続を執ること。

(4) 通訳謝金支給事務取扱上の留意点

事件捜査の長期化等に伴い、通訳運用がおおむね1か月以上継続すると見込まれる場合は、通訳運用が完了する前であっても通訳運用確認書を作成し、同通訳運用確認書記載の合計運用時間により通訳謝金の支給手続を執ることができるものとする。

別記様式第1号

通訳運用確認書

事 案 名					
対 象 者	<input type="checkbox"/> 被疑者 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 参考人 <input type="checkbox"/> その他				
	国籍	対象者人員	男 名	女 名	
言 語 種 別					
通 訳 人 等	住 所				
	氏 名				
運 用 状 況	運 用 月 日	運 用 時 間	運 用 時 間 数	備 考	
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	合 計 運 用 時 間			0 時間 0 分	

上記のとおり通訳人等を運用したことを報告する。

年 月 日

宮 城 県 警 察 本 部 長 殿

運用所属長

上記のとおり通訳人等を運用したことを証明する。

年 月 日

宮 城 県 警 察 本 部 ○○ 部 ○○ 課 長

※ 運用時間等の記載が2枚以上に及ぶ場合は継続用紙を使用すること。

通訳運用確認書

運 用 状 況	運用月日	運用時間	運用時間数	備考	
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	月 日	～	時間 分		
	合計運用時間			0 時間 0 分	

上記のとおり通訳人等を運用したことを報告する。

年 月 日

宮城県警察本部長 殿

運用所属長

上記のとおり通訳人等を運用したことを証明する。

年 月 日

宮城県警察本部〇〇部〇〇課長

別記様式第2号

翻訳・校閲運用確認書

事 案 名				
翻 訳 対 象	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 信書 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
区 分	<input type="checkbox"/> 翻訳 <input type="checkbox"/> 校閲			
言 語 種 別				
通 訳 人 等	住 所			
	氏 名			
翻 訳 結 果	外 国 語 か ら 日 本 語 訳	枚		
	日 本 語 か ら 外 国 語 訳	枚		
翻 訳 状 況	翻 訳 月 日	翻 訳 時 間	翻 訳 時 間 数	備 考
	月 日	～	時間 分	
	月 日	～	時間 分	
	月 日	～	時間 分	
	月 日	～	時間 分	
	月 日	～	時間 分	
	月 日	～	時間 分	
	月 日	～	時間 分	
	月 日	～	時間 分	
	月 日	～	時間 分	
	合 計 時 間			0 時間 0 分

【基準】 日本語の原文又は日本語の訳文1枚は、400字詰め和文原稿用紙相当とする。

※ 「翻訳・校閲運用確認書」は、翻訳は校閲を、校閲は翻訳をそれぞれ二重線で消して使用すること。

上記のとおり通訳人等を運用したことを報告する。

年 月 日

宮 城 県 警 察 本 部 長 殿

運用所属長

上記のとおり通訳人等を運用したことを証明する。

年 月 日

宮 城 県 警 察 本 部 ○○ 部 ○○ 課 長